

(単位 円)

入札（見積）執行調書

令和 6 年 4 月 1 0 日
午前 1 0 時 0 0 分 執行

工 事 番 号	給水第5号			
工 事 名	千秋町町屋端畑地内小口径配水管布設工事			
工 事 場 所	一宮市千秋町町屋字端畑地内			
指 名 業 者	第 1 回	第 2 回	第 3 回	請 負 代 金 額
(有)タツミ設備	1,500,000	1,490,000	決定	1,639,000
		予 定 価 格 (消費税及び地方消費税を含まず)		1,490,000

工 事 種 別	随 意 契 約 理 由
水道施設工事	本工事は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号の規定により、随意契約とし、また、給水申込みに伴う工事であり、速やかに施工する必要があるため、当該宅地内工事業者に対して発注するものです。ただし、配水管布設工事負担金が発生する場合は、手数料・加入金・負担金の納入が確認出来次第、契約を締結するものです。